

稲雲高校吹奏楽団同窓会 会則

第1編 総 則

第1条 (名称)

本会は、札幌稲雲高校吹奏楽団同窓会（通称 O B 会）と称する。

第2条 (目的)

本会は、札幌稲雲高校吹奏楽団（以下、楽団という）の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (連携の強化)

前条の目的を達するため、会員相互間の親睦を深め、札幌稲雲高校吹奏楽団父母会（以下、父母会という）並びに札幌稲雲高校吹奏楽団後援会（以下、後援会）との連携を強化する。

第4条 (法令の準拠)

本会則に定めのない事項は、すべて民法に従う。

第2編 組 織

第1章 会 員

第5条 (会員資格)

楽団を引退し、札幌稲雲高等学校を卒業し、入会の意思表示をした者は、本会会員になる資格を有する。

②入会拒絶の意思表示をしない限り、前項の意思表示をしたものとみなす。

③第1項の要件を満たさなくとも、会長による推薦を受け、総会において入会を認められた者は、本会会員になる資格を有する。

④会員は、総会に参加し、投票する権利を有し、第24条および第25条に規定する会費を支払う義務を負う。

⑤2年続けて事務局から連絡が取れない場合、もしくは2年続けて会費の納入が確認できない者は、会員資格を一時凍結するが、連絡が取れたとき、または滞納分の会費の納入が確認できたときから、会員資格を復活する。

⑥会員への連絡は携帯電話への電子メールでの連絡を原則とするが、パソコンへの連絡、もしくは双方の連絡を希望する会員へは、不定期発行のメールマガジン（主に楽団の現況報告）、誕生日の祝賀メールを送信する。

⑦前項の登録を希望しない者には、定期総会・懇親会の通知及び定期演奏会の通知のみを行う。

第2章 総会

第1款 総則

第6条（総会）

総会は本会の最高意思決定機関であり、議長は副会長が務める。

第7条（決議の方法）

総会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数の賛成をもって行う。

②総会に出席できない者は他の会員に委任することができるが、代理人はその権限を称する書面を議長に提出しなくてはならない。

③代理人の適任者がいないときは、会長を代理人とする。その場合、総会欠席の文書（電子メールを含む）をもって、委任状とみなす。

第2款 定期総会

第8条（定期総会）

定期総会は、必ず年1回3月中に開催する。

②定期総会では、次の各号の審議を行う。

- 1、前年度の収支決算報告および次年度予算案の承認
- 2、会長および事務局役員（以下、役員という）の就任決議
- 3、その他、事務局会議において必要と認められた事項

第9条（臨時総会）

事務局会議において必要と認められたとき又は総会員の4分の1以上の要請があったとき臨時総会を開催することができ、臨時総会における決議は、定期総会における決議と同等の効果を有する。

第3章 諮問機関

第10条（名誉顧問）

楽団の常任指揮者を退任した者は、本会名誉顧問に就任することができる。

第11条（顧問）

楽団の常任指揮者は、本会顧問に就任することができる。

第12条（相談役）

本会の発展に大きく寄与し、会長から依頼を受け、総会において選任された者は、相談役に就任することができる。

第13条（諮問機関の職務）

前3条に該当する者は、その豊富な知識・経験を会員に教授することを職務とする。

②前項に該当する者は、第24条および第25条に定める会費を納付する義務を負わない。

第4章 事務局

第14条（構成）

本会は円滑な運営を行うため、事務局を置き、次の各号に該当する機関で構成する。

- 1、会長
- 2、副会長
- 3、執行部
- 4、出納部

②会長自宅を事務局本部とする。

第15条（会長）

会長は、本会および事務局を代表し、総括責任を負う。

②会長は1名とし、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって選任される。

③総会および事務局会議の招集、諮問機関、父母会ならびに後援会との連絡・調整は会長の職務とする。

④会長の任期は次回定期総会の終結のときまでとし、再選されることを妨げない。

第16条（副会長）

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき会長職務を代行する。

- ②副会長は、複数置くことができる。
- ③副会長は、会長、監査役を除く役職を兼任することができる。

第17条（執行部）

執行部は、幹事長および幹事長代理で構成し、次の各号の職務を行う。

- 1、楽団、事務局内、ならびに各学年幹事への連絡・調整
- 2、各学年名簿の統括管理
- 3、学年幹事が不在の学年の名簿の作成、管理ならびに連絡

- ②幹事長は1名とする常設機関である。
- ③幹事長代理は幹事長を補佐する常設期間であり、複数置くことができる。また、総会議事録および事務局会議事録を作成することを職務とする。

第18条（総務部）

総務部は総務会長を長とする機関であり、総務会長および総務会長代理で構成し、懇親会等、会員相互間の親睦を深めるための企画、立案を主たる職務とするが、本会の他の機関では担当しない職務も包括して担当する。

- ②総務会長は1名とする常設期間である。

第19条（出納部）

出納部は、出納長および出納長代理で構成し、本会の出納に関する一切の権限を行使する。

- ②出納長は1名とし、毎年一会計年度ごとに収支決算報告書および次年度の予算案を作成し、総会において報告する義務を負う常設期間である。

第20条（役員を選任方法）

前3条の構成員（以下、役員という）は、総会において出席者の過半数の賛成をもって選任され、任期は次回定期総会の終結のときまでとする。但し、再選されることを妨げない。

第21条（事務局会議）

事務局会議は、総会開催前に1回以上開催しなければならない。

- ②前項の会議は、会長、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がないと、成立しない。
- ③前項の会議は、会長の責任において、電話会議等の手段により決議をし、開催したとみなすことができる。

第5章 その他の機関

第22条（監査部）

監査部は、監査役を構成員とする常設機関であり、複数の監査役を置くことができ、本会の収支の監査ならびに監査報告を職務とする。

- ②監査役は、すべての機関から独立して職務を遂行する。
- ③監査役は、監査報告書を作成し、総会において監査報告を行う義務を負う。
- ④監査役の選任方法は、第20条の規定を準用する。

第23条（学年幹事）

学年幹事は、第5条第6項（誕生日の祝賀メールのみ）の連絡ならびに、学年懇親会の企画、立案をし、執行部への報告を職務とする。

- ②前項の職務を遂行するため、同期生全員の連絡先を収集できるよう努めなければならない。

第3編 計算

第1章 会計年度

第24条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年3月1日から翌2月末日までの1年とする。

第2章 会費

第25条（年会費）

本会の年会費は、金1,000円とし、原則として定期総会時に現金で納付することとする。

- ②一度に金10,000円を納付した者は、向こう15年の会費を納付したとみなす。
- ③一度に金1,000円以上前項に満たない金額の納付があった場合、他年度の会費を納付したものとみなす。

第26条（入会金）

当会に新規入会するにあたり、金500円を納付することとする。

- ②前項の金員は、会員資格を有した定期総会時に、現金で納付することとする。
- ③第1項に定めた金員を納付した年度は、前条の会費を納付する義務を負わない。

第27条（納付特例）

前2条の会費・入会金は、次の各号に該当する方法により納付することができる。

- 1、本会預貯金口座（別添）への振込
- 2、定期演奏会会場での現金による納付

第3章 寄付金

第28条（寄付金）

事務局会議の決議により、必要に応じ寄付金の募集をすることができる。

②前項の決議は、第21条第3項の規定を準用する。

第29条（納付特例の準用）

前条に定める寄付金の納付にあたり、第27条の規定を準用する。

第4編 改正

第30条（会則の改正）

本会則を改正するには、事務局会議において原案を作成し、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第5編 附則

第31条（従前会則との整合性）

従前会則（平成3年8月1日施行、同5年4月1日・同13年4月1日一部改正）は平成19年3月17日、本会則が承認されることを条件として廃止する。

第32条（定期総会の回数）

本会則が承認された総会を、第21回定期総会とする。

～ 本 会 預 貯 金 口 座 一 覧 ～

①株式会社北洋銀行・本店営業部（店番号：028）

普通口座 2 2 4 2 6 8 5

口座名 札幌稲雲高校吹奏楽団OB会 代表 会津 勇介

②株式会社北海道銀行・本店営業部（店番号：101）

普通口座 2 8 8 2 3 7 0

口座名 札幌稲雲高校吹奏楽団OB会 代表 会津 勇介

③株式会社札幌銀行・本店営業部（店番号・001）

普通口座 1 4 2 9 2 8

口座名 札幌稲雲高校吹奏楽団OB会 代表 会津 勇介

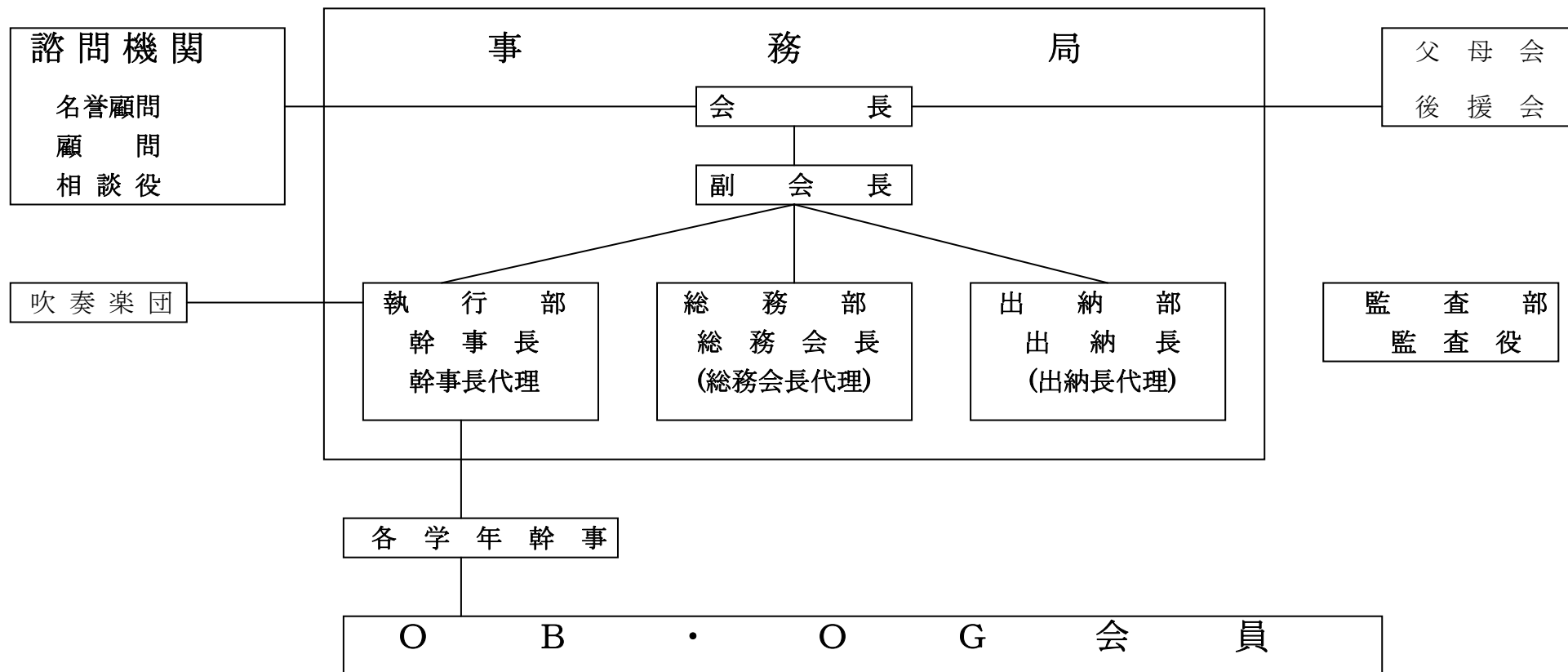
④日本郵政公社（郵便局 ぱ・る・る）

記号：1 9 0 0 0 番号：4 9 3 4 1 2 0 1

口座名 札幌稲雲高校吹奏楽団OB会

本会の主たる会計口座は①とするが、
各会員の都合の良い口座に入金することができる。

稲雲高校吹奏楽団同窓会組織図



※太字はOB会の機関であることを表す

※ () 内の役職は非常設期間である